

大阪市監査委員	坂 井 良 和
同	福 田 賢 治
同	高 橋 敏 朗
同	高 瀬 桂 子

住民監査請求について（通知）

平成 20 年 1 月 15 日付けであなたから提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 1 項の規定に基づく住民監査請求につきましては、請求の内容を法律上の要件に照らして審査しました結果、次の理由により住民監査請求の対象となりませんので通知します。

記

1 請求の要旨

本件請求の内容を要約すると次のとおりである。

塩楽荘では、平成 18 年度から指定管理者制度の下、宿泊及び休憩の利用対象者が大阪市内住民の範囲を超え、大阪府や他府県の住民も利用可能になった。施設管理運営費として大阪市の税金 1 億 44,065,596 円が投入されているが、18 年度利用実績は、8 割が市外の利用者で占められていた。地元民間温泉業界の運営を脅かしかねず、大阪市は公的宿泊施設に関する国の閣議決定に違反している。

社団法人大阪市人権協会（以下「協会」という。）は、指定管理者制度への移行にあたって設備と備品の区別も付けられない有様で、必要以上の物品を購入して、市に損害を与えていることなどから、市が協会を指定管理者に選ぶこと自体が間違っており、塩楽荘条例 15 条 2 項 3 項に違反している。

また、事業収入についても、水道光熱費などの観点から分析すると、少なくとも 11 年度から 18 年度まで合計 93,027,337 円の決算書に記載されていない売上金の収入があったはずで、集客数の虚偽も含め、多額の売上金を協会が違法に取得していることは明らかであるにもかかわらず、市が協会を指定管理者に選定したことは条例 15 条 2 項 3 項 4 項にも違反する。

さらに、協会は、指定管理者制度でも杜撰な会計をしており、18 年度収支報告書に虚偽報告があるほか、経費として認められないものが 40,741,817 円（明細添付）もある。

大阪市は国の閣議決定を無視し、長年杜撰な会計処理報告をそのまま信じ、チェックもしないまま、今日に至っている。調査しようとするれば、方法はいくらでもあるのにこれらを怠っていた為、協会が過大な経費等を計上し、収入源であるはずの集客数の虚偽を見抜けないまま、売上金が過少に処理されていた。本来は、これらを精査した上で、大阪市と協会との委託契約の金額に反映されなければならないが、市職員の職務怠慢のため協会が出してくる予算案を丸呑みしているのが現状である。

大阪市が裁判所に提出した報告書と決算報告書の 11 年度、12 年度の集客数虚偽による収入の誤差 814,000 円に加えて、上記の 40,741,817 円及び 93,027,337 円が削減できたはずであり、市職員及び協会は、市に損害を与え続けている。

以上により、協会が過大な経費等を計上し、公金を違法に取得していることは明らかであるから、それらは大阪市に返還されるべきものである。大阪市は指定管理者制度の下でも、塩楽荘の管理運営業務が適切におこなわれているかどうかを調査し、かかる違法、不当な支出が行われている場合には、協会に対し改善を求めるとともに、その返還を求める請求権を有する。しかしながら、大阪市はその義務を怠っている。

よって、大阪市監査委員が、市長に対して、塩楽荘の指定管理者制度による適切な管理及び違法な収益の協会からの返還に必要な措置を講ずるよう勧告することを求める。

2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「当該行為等」という。）について、違法不当性が主観的に思料されるだけでなく、具体的な理由により、当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。

(1) 指定管理者の指定について

本件請求には、本市による指定管理者の指定自体を問題とする部分があるが、そもそも指定管理者の有する管理権限は、当該施設ないし附属設備の維持、修繕、使用関係の規制等、公の施設が本来の目的を達成させるために行われる管理一般に広く及ぶものであり、指定管理者の指定自体は、公共用物設置の目的を達成するために行う行政管理的行為であって、当該公共用物の財産的価値の維持、保全を図る財務的処理を

直接の目的とする財務会計上の行為には当たらないとされており、当該部分については、法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。

(2) 財産（債権）管理を怠る事実について

本件請求は、詰まるところ塩楽荘側が不正経理等を行っているにもかかわらず、本市職員等が塩楽荘側に対する返還請求を怠っているとして、「財産（債権）管理を怠る事実」を請求の対象とするものと解されるが、本市職員等に係る固有の違法不当性については、「杜撰な会計処理報告をそのまま信じ、チェックもしないまま、今日に至っている。調査しようとするれば、方法はいくらでもあるのにこれらを怠っていた」、「虚偽を見抜けないまま」、「市職員の職務怠慢のため人権協会が出してくる予算案を丸呑みしているのが現状である」などと主張されてはいるものの、それらを直接根拠づけるものと解されるような事実証明書の添付はなく、その一方で、請求人が専ら主張するところの塩楽荘側による不正経理等に関する書面が多数添付されているに過ぎない。

そうすると、本件請求は、本市職員等による違法不当に怠る事実について実質的に事実証明書の添付を欠き、法第 242 条の要件を満たさないものと判断する。